

# 公益社団法人宮城県トラック協会 表彰規程

(表彰の目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県トラック協会（以下「協会」という。）の運営並びにトラック運送事業の健全な発展と社会的地位の向上に功績のあった者を表彰することを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は、公益社団法人宮城県トラック協会会長（以下「会長」という。）の名により行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 感謝状

(2) 表彰状

2 表彰には、賞金または副賞を付与することができる。

3 感謝状は、次の者に贈呈する。

(1) 協会の会員であるトラック運送事業者の役員

(2) 協会及び協会の会員が主な構成員である協会団体等（以下「協力団体等」という。）の役員

4 表彰状は次の者に贈呈する。

(1) 協会の会員であるトラック運送事業者所属の運転者及び従業員

(2) 協会及び協力団体等の職員並びに協力団体等

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は次の基準により選考するものとする。

(1) トラック運送事業の役員

協会の会員であるトラック運送事業者の役員として13年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与しその功績が顕著な満48歳以上の者。

(2) 協会及び協力団体等の役員

協会及び協力団体等の役員として8年以上その業務に精励し、トラック運送事業の発展に寄与しその功績が顕著な満48歳以上の者。

(3) 協会の会員であるトラック運送事業者所属の運転者及び従業員並びに運送取扱事業の従業員で次に掲げる者。

ア) 危険を顧みず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者

イ) 有益な発明、考察、改良又は研究を行い、運送事業に著しく貢献をした者

ウ) トラック運送事業の運転者として10年以上勤務し、成績優秀であって現在所属する事業所に5年以上引き続き勤務している者で責任事故皆無のも

のとする。

エ) トラック運送事業の従業員として15年以上従事し、所属する事業所に5年以上引き続き勤務している者。

(4) 被表彰者の制限

単年度当たりの表彰者数は、その会員の協会届出車両数を基準として、100両以上 6名、50両以上100両未満 4名、30両以上50両未満 3名、30両未満 2名、10両未満 1名以内に制限する。

(5) 協会及び協力団体等の職員

協会及び協力団体等の職員として10年以上勤務し、その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与しその功績が顕著な者。

(6) 協力団体等

協力団体等であって、その活動が積極的で優秀な成績を収め、他の模範となるもの。

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者を推薦しようとする者は毎年度3月末日までに、次の書類を会長あてに提出するものとする。

(1) 功績調書 (別紙様式)

(2) 履歴書 (別紙様式)

(3) 運転者及び運転免許所有者は、自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書

(4) その他選考の資料となるもの

(被表彰者の選考及び表彰)

第6条 被表彰者の選考は理事会において行い、通常総会において表彰する。

(特 例)

第7条 第4条に掲げる選考基準にかかわらず、トラック運送事業の社会的・経済的地位の向上に寄与したと認められる者があったときは、会員の申し出により前条の規定にかかわらず会長はこれを表彰することができる。

(再表彰の制限)

第8条 第4条 第3項 ア)、イ) 及び前条の規定により表彰された者を除き、既に表彰されたものは再び表彰することができないものとする。

附則

この規程は昭和43年 5月20日から施行する。

平成25年 4月 1日 一部改正。